

# 漁業経営改善促進資金

## 1 制度の趣旨

最近の我が国漁業をめぐる厳しい情勢の中で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第4条第1項の規定に基づく漁業経営の改善に関する計画（以下「漁業経営改善計画」という。）に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者に対し、その経営の改善の円滑な推進を資金面で支援するものです。

## 2 借受資格者

漁特法第4条第1項の漁業経営改善計画の認定を受けた者（当該認定に係る漁業経営改善計画に従い設立された法人を含む。）であって、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等のうち、次の要件に全て該当し、資金利用計画の知事認定を受けた者に短期運転資金を融通します。

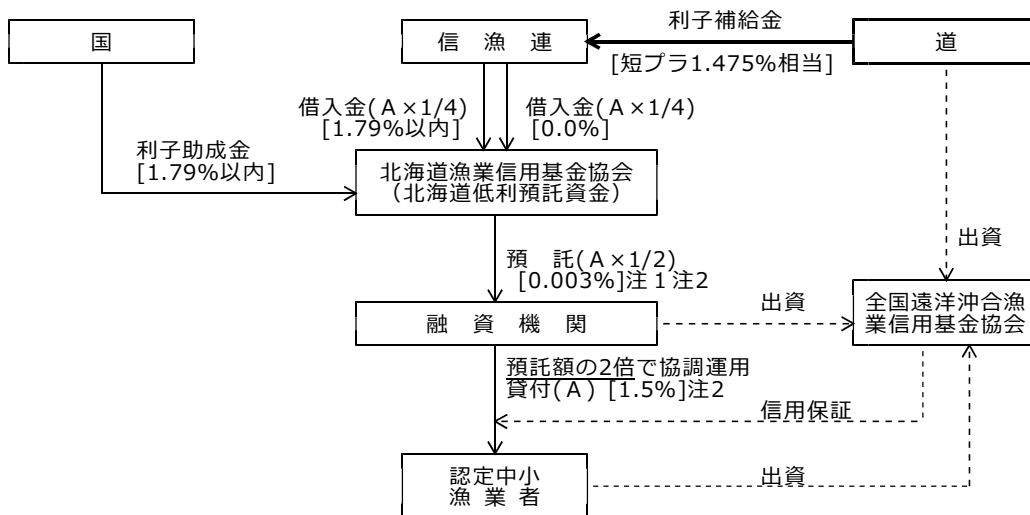
- (1) 漁業経営改善計画が運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするものであること。
- (2) 当該年度において、上記の措置に着手することが確実であること。
- (3) 青色申告を行っていること。
- (4) 資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。）。

## 3 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫

## 4 制度のしくみ

[資金フロー → 保証フロー - - - - ->]

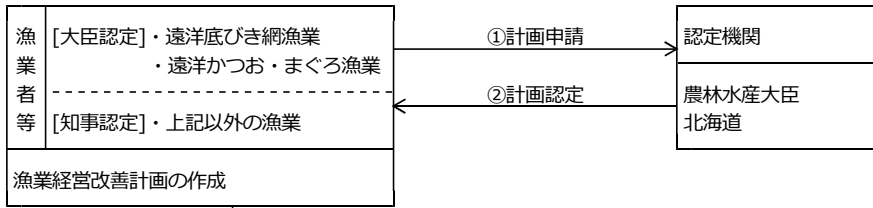


注1 年1%。ただし、貸付予定日の14日前（又は21日前）の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における「預金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の1週間の預金期間別平均年利率」に掲げる「預入期間が1年の利率」が1%未満の場合は、当該利率となる。

注2 預託金利・末端金利はR6.4.1現在

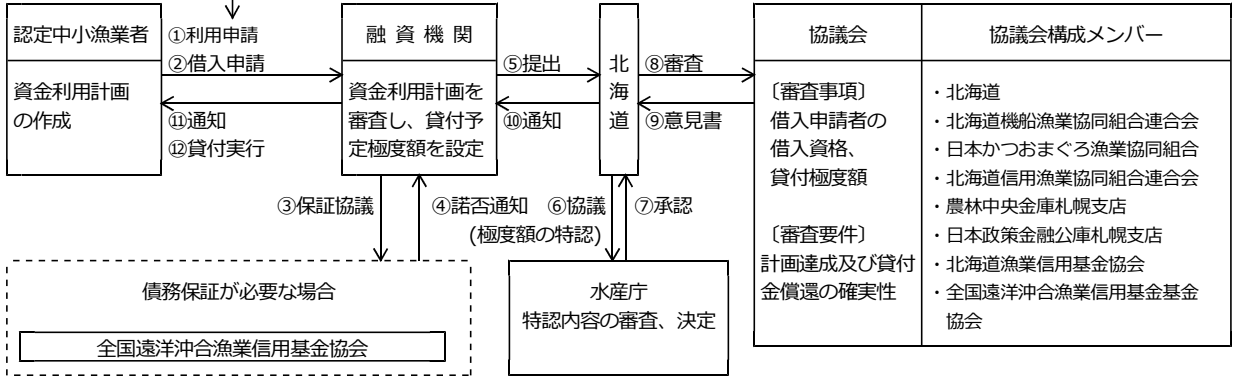
## 5 事務手続

### (1) 漁特法の規定に基づく漁業経営改善計画の認定



③漁業経営改善計画認定書（又は申請書）の写しを添付

### (2) 資金利用計画の認定（新規認定、あるいは、認定済みの極度額を増額して継続する場合）



## 6 融資条件

(令和6年4月1日現在)

資金使途	貸付金利	償還期限	貸付限度額等
漁業経営改善計画の達成に必要な運転資金一般とする(ただし、既往借入金の借換えは含まない)。  (1) 雇用労賃 (2) 燃料費 (3) 漁船の保守管理費 (4) 漁船乗組員の研修費 (5) 市場開拓費、販売促進費等 (6) 餌代又は種苗代	(%以内) 1.5 (当座貸越の場合、0.5%の範囲内で加算)	(年以内) 1年 (当座貸越の場合、1年程度の当座貸越契約期間内)	1 貸付方式 極度貸付方式(極度額の限度で随時借入れ、随時返済可能。)による当座貸越又は手形貸付とする。  2 利用期間 漁業経営改善計画期間中(原則5年間)とする。  3 極度額の上限 (1) 漁船漁業を主として営む者(使用する漁船の合計総トン数に応じる。) ① 50トン未満の漁船漁業を営む者 30百万円 ② 50トン以上100トン未満の漁船漁業を営む者 60百万円 ③ 100トン以上200トン未満の漁船漁業を営む者 110百万円 ④ 200トン以上の漁船漁業を営む者 190百万円 (2) 養殖業を主として営む者 30百万円 (3) 定置漁業を主として営む者 40百万円  ※ 経営規模等からみて、特別の事情がある場合は、知事が水産庁長官と協議して認められた額